

教育

学費の一部が 給付されます！

訓練

専門実践教育訓練 給付金制度

◆厚生労働省指定講座(指定番号:64061-211001-8) / 指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日◆



社会人対象の支援制度!

中長期的なキャリアアップを目的とした雇用保険の給付制度です。社会人として通算して3年以上(初めて教育訓練給付金制度を利用する方は2年以上)の雇用保険被保険者期間がある方が対象です。

※支給対象となるかは各自ご確認ください。(窓口:ハローワーク)
※入学1か月前までに居住地所轄のハローワークでの手続きが必要です。

3年間で最大 168万円 給付 (訓練給付)



詳細はハローワークにお問い合わせください。また、制度については厚生労働省のホームページをご覧ください。



厚生労働省HP

授業料・実験実習費の年額80万の50%で1年間で40万円を給付
⇒3年間合計で120万円を給付
また、看護師として就職すると更に48万円給付
⇒最大で168万円受給可能

実質納付額は3年間で132万円となります！



本校の場合

3年間の学費

300万円
入学金除く

最大給付額

- 168万円 =

132万円
諸経費除く

3年間実質負担

学校法人 康学会
横浜中央看護専門学校
Yokohama Central Nursing School

〒221-0043
神奈川県横浜市神奈川区新町11-1

TEL 045-453-1115

HP <https://www.yokohamacns.jp/>